

協力会員規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人ロシナンテス（以下「当法人」という）定款第6条の規定による協力会員（以下「会員」という）についての基本事項を定め、これにより当法人の運営を行う。

第2条（入会）

会員の入会申込は、個人が入会の意思を示した上で氏名及び住所を明示して当法人に入会金を入金することで成立するものとし、当法人の受領日をもって入会の成立とする。

第3条（入会金及び会費）

- （1）入会金は3,000円とする。
- （2）会費（任意）は、一年度につき一口3,000円とする。

第4条（資格）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会の意思を示したとき。
- （2）本人が死亡、又は意思の表明が難しいと判断されたとき。
- （3）除名されたとき。
- （4）一定期間の連絡不達により退会同様と当法人が判断したとき。

2. 会員資格は、これを第三者に譲渡、貸与、売却等することはできない。

第5条（入会の拒絶）

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- （1）かつて除名された者であった場合。
- （2）暴力団の構成員等（特定非営利活動促進法第12条第1項第3号口に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう）であった場合。

第6条（退会）

会員は当団体に退会を申し出て、任意に退会することができる。

2. 退会した者が改めて入会申込をすることについては、これを妨げない。

第7条（除名）

当法人は、会員が次の各号に該当する場合は、当該会員を除名することがある。

- （1）当法人の定款等及びこの規程に違反したとき。
- （2）故意又は重大な過失により、当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （3）他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。
- （4）その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

第8条（拠出金品の不変換）

既に納入した入会金及び会費は、これを返還しない。

第9条（会員規程の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規程を変更することがある。

附則

この規程は、令和2年5月26日から施行する。

この規程は、令和3年9月1日から施行する。